指定番号 第24号

二セコ町ニセコ温泉郷地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針

北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号。以下「条例」という。) 第17条第4項の規定に基づき、ニセコ町ニセコ温泉郷地区水資源保全地域に係る指定の 区域及び地域別指針を次のとおり定める。

1 指定の区域

名称	指定の区域
ニセコ町ニセコ温泉郷	道有林後志管理区内 174 林班の一部
地区水資源保全地域	※ニセコ町ニセコ温泉郷地区水資源保全地域区域図に示すとおり

2 地域別指針

(1) 指定の区域に関する基本的事項

	当該区域は、地下水から原水を取り入れていることから、ニセコ		
対象区域	アンヌプリからの地下水(尻別川水系硫黄川支流硫黄3号川)を取		
刈	り入れるニセコ温泉郷地区飲用水供給施設の取水施設が設置されて		
	いる地点から上流部に向かって一定の距離の区域とした。		
面積	131, 000 m²		
	ニセコ町水道水源保護条例に基づく水源保護地域の指定の考え方		
区域設定の考え方	を踏まえ、地形の起伏を元に取水口から1km程度の上流部までの		
	区域のうち、国有地を除いた区域を水資源保全地域とした。		
	対象区域は、国土利用計画法に基づく北海道土地利用基本計画に		
	おいて森林地域及び自然公園地域に区分されているほか、森林法に		
対象区域の状況	基づくニセコ町森林整備計画において水源涵養林(水資源保全ゾー		
	ン)、保健・文化機能等維持林に指定される森林、水源かん養保安		
	林、保健保安林、自然公園法に基づくニセコ積丹小樽海岸国定公園		
	第1種特別地域が所在する区域である。		
	さらに、ニセコ温泉郷地区飲用水供給施設の取水施設(給水人口:		
	100 人、給水量:15 m³/日)の周辺区域であることから、水量や水質		
	への悪影響がないよう、適正な土地利用の確保を図る必要がある。		

(2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の

世代が享受できるよう、その保全を図る必要があることから、ニセコ町ニセコ温泉郷地区水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。

- ア 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源 の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。
- イ 水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、 水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。
- ウ 周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めること。

別表

要件	必要な手続等		根拠法令等
土地取引行為を行う場合	事前届出	土地に関する権利を有している者は、契約の3月前に、その旨知事に届け出ること。	北海道水資源の 保全に関する条 例
一定面積以上の土地取引行為を行う場合	事後届出	10,000 ㎡以上の土地の場合、土地取得者 (買主等)は、契約締結後の2週間以内 に、ニセコ町長を経由し、知事に届け出 ること。	国土利用計画法
新たに民有林の土地 の所有者となった場 合	事後届出	新たに民有林の土地の所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に、ニセコ町長に届け出ること(国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要)。	森林法
国内非居住者が不動産を取得する場合	事後届出	国内に居住していない者が不動産を取得する場合は、居住の用に供するためのものなどを除き、20日以内に財務大臣に届け出ること。	外国為替及び外 国貿易法
土地利用を行う場合	北海道土地 利用基本計 画に沿った 土地利用を 行うこと。	北海道土地利用基本計画の土地利用基本計画図により地域設定された「森林地域」は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、土地利用については、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようその整備及び保全するなど、同計画に基づいた土地利用を行うこと。	国土利用計画法

要件	必要な手続等		根拠法令等
土地利用を行う場合	北海道土地 利用基本計 画に沿った 土地利用を 行うこと。	北海道土地利用基本計画の土地利用基本計画図により地域設定された「自然公園地域」は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、土地利用については、その優れた自然の保護と適正な利用を図るものとし、大規模な開発行為その他自然公園としての風景の保護に支障を及ぼすおそれのある土地の形状変更等の行為は極力避けるなど、同計画に基づいた土地利用を行うこと。	国土利用計画法
建築物や特定工作物 の建築等のために行 う土地の区画形質の 変更を行う場合	許可	都市計画区域外であることから、1 ha 以上の建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合、知事の許可(開発許可)を受けること。	都市計画法
開発許可を受けた土 地において、予定建 築物以外の建築物等 の新築等、建築物の 改築、用途を変更す る場合	許可	開発許可を受けた土地において、予定建築物以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合、知事の許可(建築等の制限解除)を受けること。用途地域等が定められているときは不要。	都市計画法
屋外広告物を掲出する場合	禁止	屋外広告物の禁止地域に指定されている 地域があることから、区域内で屋外広告 物を掲出してはならない。	北海道屋外広告 物条例
森林の施業等を行う場合	市町村森林整備計画に沿った森林施業等を行うこと。	森林施業及び保護を行う場合は、ニセコ 町森林整備計画において、水源涵養林(水 資源保全ゾーン)、保健・文化機能等維持 林にゾーニングされていることから、市 町村森林整備計画におけるゾーニングに 即した施業等に努めること。	森林法
民有林の立木の伐採 等を行う場合	事前届出等	民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐採を始める90日から30日前までに、伐採及び伐採後の造林の方法等をニセコ町長に届け出ること。また、届出に基づき伐採及び造林が完了した日からそれぞれ30日以内にニセコ町長に森林の状況報告書を提出すること。	森林法
森林経営計画の対象 となる森林につい て、計画に定められ ている立木の伐採等 を行う場合	事後届出 (計画は事 前に記載)	一定の要件を満たすものとしてニセコ町 長等の認定を受けた森林経営計画の対象 となる森林について、当該計画に定めら れている立木の伐採等をした場合は、終 了後30日以内にニセコ町長等に届け出 ること。	森林法

要件	必要な手続等		根拠法令等
保安林の立木の伐採 等を行う場合	許可等	水源かん養保安林、保健保安林に指定された区域があることから、保安林の立木の伐採等をしようとする場合は、知事の許可等を受けること。	森林法
一定規模を超える森 林の開発行為を行う 場合	許可	地域森林計画の対象となっている民有林において1ha(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha)を超えて開発(土地の形質を変更する行為)する場合は、知事の許可を受けること。	森林法
一定の規模以上の土 地の形質の変更を行 う場合	事前届出	3,000 ㎡以上(現に有害物質使用特定施設を設置している土地にあっては900 ㎡以上)の土地の形質を変える行為を行う場合は、着手予定日の30日前までに、知事に届け出ること。	土壤汚染対策法
特定の開発行為を行う場合	許可	1ha 以上の1団の土地について行われるスキー場・キャンプ場・乗馬場・射撃場・アーチェリー場・車両競争場の建設、これらの施設を2以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取を行う場合は、知事の許可を受けること。	北海道自然環境等保全条例
専用水道の設置等を行う場合	事前確認	100 人を超える者に水を供給する、又は一日最大給水量が 20 立方メートルを超える自家用水道等を設置する場合などは、工事着手前に知事の確認を受けること。	水道法
専用水道の設置等を 行う場合	事後届出	既にある水道施設について、居住者の増加に伴い、水の供給が 100 人を超える場合は、知事に届け出ること。	水道法
自家用工業用水道の 布設を行う場合	事後届出	給水量が一日当たり5千立方メートル以上の自家用工業用水道を布設した場合は、給水開始後すぐに経済産業大臣に届け出ること。	工業用水道事業法
汚水又は廃液を排出 する施設を設置する 場合	事前届出	汚水又は廃液を排出する施設(特定施設) を設置する場合は、工事に着手する60 日前までに知事に届け出ること。	水質汚濁防止法
下水道法による特定 施設を設置する場合	事前届出	人の健康や生活環境に悪い影響を与える物質を排出するおそれのある施設として法令に定める特定施設の設置等を行う場合は、着工の60日前までに、ニセコ町長に届け出ること。	下水道法

要件	必要な手続等		根拠法令等
廃棄物処理施設を設 置する場合	許可	廃棄物処理施設を設置又は変更する場合 は、知事の許可を受けること。	廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律
廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置する場合	事業計画書の提出	廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置 又は変更する場合は、水道水源となる原 水に影響を与えるおそれがないよう配慮 等し、知事の求める事業計画書を提出す ること。	北海道循環型社 会形成の推進に 関する条例
国定公園特別地域に おいて工作物の設置 等の行為を行う場合	許可	ニセコ積丹小樽海岸国定公園第1種特別 地域に指定されている区域があることか ら、区域内で工作物の設置、木竹の伐採、 土石の採取、河川・湖沼等の水量に増減 を及ぼす行為、土地の形状の変更などを 行う場合は、知事の許可を受けること。	自然公園法
周知の埋蔵文化財包 蔵地で土木工事等を 行う場合	事前届出事前協議	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合は、着工の60日前までに北海道教育委員会に届け出ること。また、事業地内に包蔵地がある、隣接する、所在する可能性がある場合、総工事面積が1ha以上の場合は、開発事業等の計画策定時に包蔵地の有無等を地元教育委員会に照会の上、必要に応じ北海道教育委員会に協議すること。	文化財保護法
特定工場を設置等する場合	事前届出	敷地面積 9,000 ㎡以上又は建築面積 3,000 ㎡以上の特定工場 (製造業、電気・ガス・熱供給業者) を設置、変更等を行う場合は、工事等の開始の90日前までに、ニセコ町長に届け出ること。	工場立地法
鉱物を採掘する場合	認可	鉱物資源の採掘を行う場合は、鉱業権の 設定を受けた後、鉱業実施の基本計画と なる施業案を定め北海道経済産業局長の 認可を受けること。	鉱業法
鉱物を探査する場合	許可	地震探鉱法による鉱物の探査を行う場合 は、北海道経済産業局長の許可を受ける こと。	鉱業法
砂利を採取する場合	認可	砂利の採取を行う場合は、採取を行う場 所ごとに採取計画を定め、知事又は河川 管理者の認可を受けること。	砂利採取法
岩石を採取する場合	認可	岩石の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事の認可を 受けること。	採石法

要件	必要な手続等		根拠法令等
河川の流水や敷地の 利用を行う場合	許可、届出	河川の流水・土地の占用、土石等の採取、河川敷地内での工作物の新築等、土地の掘削・盛土、竹木の流送、汚物の洗浄、土石のたい積などを行う場合は河川管理者の許可を受けること。また、1日一定量以上の汚水を河川に排出する場合は、河川管理者に届け出ること。	河川法及び河川 法施行条例並び に普通河川管理 条例
温泉の採取等を行う場合	許可	温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の採取、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合は、知事の許可を受けること。	温泉法
ホテル、旅館などの 経営を行う場合	許可、届出	ホテルや旅館などの旅館業の経営を行う場合は、知事に許可を受けること。また、施設等の変更や廃止を行う場合は届け出ること。	旅館業法
ゴルフ場の開発を行う場合	事前協議	ゴルフ場の開発については、知事に事前に協議すること。	ゴルフ場開発の 規制に関する要 綱
一定規模以上の建物 等の建設を行う場合	事前協議	ニセコ町内において、一定規模以上の建物等を建設しようとする場合は、ニセコ町長に事前に協議を行うこと。	ニセコ町景観条例
景観地区内で工作物の設置等を行う場合	許可	ニセコ町景観地区に指定されている区域 があることから、区域内で建築物や工作 物の建築や開発行為を行う場合は、ニセ コ町長の許可を受けること。	ニセコ町景観地 区条例
地下水の採取を行う場合	許可	ニセコ町内において、揚水機を使って地下水を採取する場合はニセコ町長へ届け出ること。また、一定規模以上の揚水機を使用する場合は、ニセコ町長の許可を受けること。	ニセコ町地下水 保全条例

[※]本表は、根拠法令等の改正等があった場合は随時更新するものとする。